

## 作物群名で登録がある農薬の使用にあたっての注意事項

- 1 農薬登録における適用作物名には、「大作物群」、「中作物群」、「小作物群」、「作物名」の分類があり、作物が属する「大作物群」や「中作物群」、「小作物群」に適用のある農薬は、属する作物に使用できる。例えばチンゲンサイは大作物群“野菜類”、中作物群“葉菜類”、小作物群“非結球あぶらな科葉菜類”に属するので、“野菜類”、“葉菜類”、“非結球あぶらな科葉菜類”及び“チンゲンサイ”に適用のある薬剤が使用できる(表-1 参照)。また、エンサイのように属する小作物群がない場合や、いちごのように中作物群、小作物群がない場合もある。

表-1 適用作物の区分例（野菜類抜粋）

大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例
野菜類	葉菜類	非結球あぶらな科葉菜類	チンゲンサイ	青梗菜
			タアサイ	仙台雪菜、タアサイ（ターサイ、ターツァイ、如月菜、きさらぎな、瓢菜、ひさごな、縮み菜、ちぢみな）
		—	エンサイ	エンツァイ、あさがおな、空心菜、通菜、ヨウサイ
	—	—	いちご	オランダイチゴ

注) 適用農作物名については、“適用農作物名について表 1（令和 3 年 1 月 14 日最終改正）”を参照する。

- 2 農薬の適用は、作物の種類、大きさや形状、栽培形態ごとに決められるため、農作物名や形状が似た作物でも適用が異なる場合があり、注意を要する。例えば、「トマト」と「ミニトマト」では適用農薬が異なる（表-2 参照）。

表-2 適用農薬の誤認しやすい作物名の事例

作物名 1	作物名 2	作物名 3
トマト	ミニトマト	
ブロッコリー	茎ブロッコリー	
あさつき	ねぎ	わけぎ
キャベツ	メキャベツ（こもちカンラン）	非結球メキャベツ（プチヴェール）
しゅんぎく	きく	食用ぎく
さくら	食用さくら（葉）	
しょうが	うこん	
えんどう	実えんどう	
いんげんまめ	さやいんげん	
にんにく	葉にんにく	にんにく（花茎）
たまねぎ	葉たまねぎ	
未成熟とうもろこし	ヤングコーン（ベビーコーン）	
しょうが	葉しょうが	

- 3 同一作物でも収穫時期や利用部位等が異なる場合、適用作物名が変わる。このため、使用できる薬剤や、適用内容が異なる場合があるため、使用前に必ず農薬ラベルの表示を確認する。例えば未成熟の果実を漬物用に使用する子メロンは、「漬物用メロン」または「うり類（漬物用）」に適用のある薬剤を使用できるが、成熟した果実を収穫する「メロン」のみに適用のある農薬は使用できない。また、果実を収穫する「オリーブ」は大作物群で果樹類に分類され、葉を収穫する「オリーブ（葉）」は野菜類に分類される（表-3 参照）。

表-3 異なる収穫時期や収穫部位等により適用作物が異なる事例

作物名 1	作物名 2
メロン	漬物用メロン
チンゲンサイ	チンゲンサイ（なばな栽培）
やまのいも	やまのいも（むかご）
オリーブ	オリーブ（葉）

- 4 「豆類（種実）」と「豆類（未成熟）」は異なる登録で、「豆類（種実）」は中作物群で、成熟した種子を収穫するものである。一方、「豆類（未成熟）」は中作物群で、未成熟な種子を収穫、あるいはさや付きのままに収穫し、食用に供するものである。大作物群はどちらも「野菜類」に分類される。
- 5 野菜の抜き菜：だいこんの抜き菜は「野菜類」、「だいこん」に適用のある農薬が使用できる（ただし、注意事項に『間引き菜等に使用しない』旨記載された農薬は使用できない）。また、だいこん以外の抜き菜：「野菜類」に適用ある農薬のみ使用できる。
- 6 作物群名（大作物群・中作物群・小作物群）で登録のある農薬の使用にあたっては、薬害は使用者責任となっているため、事前に薬害の有無を十分確認すること。
- 7 不明な点については、農林事務所及び病虫害防除所等関係機関に問い合わせる。